

質問回答書

番号	質問内容及び回答
1	<p>[市町業務改革(BPR)伴走支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領 6. 企画提案書等の提出 (1)提出書類]</p> <p>成果物サンプルについては、過去案件の成果物を匿名化・秘匿化したものを提出しても差し支えないでしょうか。また、成果物全体ではなく、一部を抜粋した内容で提出しても差し支えないでしょうか。</p> <p>⇒ 差し支えありません。可能な範囲でご提出ください。</p>
2	<p>[業務委託仕様書 2. 業務目的]</p> <p>本業務は、令和 7 年度に作成した成果物(BPR 推進ハンドブック等)を前提として、その成果を活用しながら、各市町の実情に応じた改善施策の検証・補正・実装を行う業務であるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>⇒ お見込みの通りです。</p>
3	<p>[業務委託仕様書 7. 委託業務の内容]</p> <p>令和 7 年度支援対象である輪島市・志賀町について、今年度は前年度の対象業務・改善計画を継続する想定か、または改めて対象業務を選定する想定かご教示いただけますでしょうか。</p> <p>⇒ 現時点で未定であり、市町の判断となります。</p>
4	<p>[業務委託仕様書 7. 委託業務の内容]</p> <p>仕様書記載の「プラン毎の概算金額」について、Aプラン 700 万円程度は七尾市・内灘町・志賀町の各市町それぞれの目安、Bプラン 500 万円程度は輪島市、Cプラン 400 万円程度はかほく市の目安、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>⇒ お見込みの通りです。</p>
5	<p>[業務委託仕様書 7. 委託業務の内容 (6) 改善の実行支援]</p> <p>改善の実行支援における「少なくとも 1 業務は試行的に改善施策を実施」とは、本業務全体で 1 業務以上、各市町で 1 業務以上、各プランで 1 業務以上のいずれの想定であるかご教示いただけますでしょうか。</p> <p>⇒ 各市町で 1 業務以上です。</p>

6	<p>[業務委託仕様書 9. 業務の実施体制] 「対象市町に赴き、現地で支援することを原則」とのことですが、現地対応が必須となる場面、想定回数、オンライン対応が可能な打合せの範囲について、現時点の想定があればご教示いただけますでしょうか。</p> <p>⇒ 業務量調査・ヒアリング・実行支援等での現地対応を想定していますが、対象市町と個別に協議し、調整いただきます。適切と思われる回数等を想定し提案ください。</p>
7	<p>プロポーザル実施要領 7. プロポーザルの審査(1)プレゼンテーション②開催方法について オンラインで実施(MicrosoftTeams を使用)とありますが、提案者における参加者の人数、接続アカウント数に制限等はありませんでしょうか。</p> <p>⇒ 制限を設ける予定です。詳細はプレゼンテーション審査の参加者に通知します。</p>
8	<p>仕様書 9.業務の実施体制について 「(1)対象市町に赴き、現地で支援することを原則とする。ただし、軽易な打ち合わせ等については、この限りではない。」とあるが、当該調整は現地での対応及びオンラインでの対応含め、貴県経由ではなく各市町様と直接調整する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>⇒ お見込みの通りです。</p>
9	<p>案件仕様書:5. 委託要件 「地方公共団体における業務改革または類似業務の受託実績を有すること」とありますが、ここでいう「類似業務」は民間企業向け実績も含む理解でよいでしょうか。また、「地方公共団体」に係るのは「業務改革」のみで、類似業務実績には地方公共団体(自治体)以外も含まれる解釈は可能でしょうか。</p> <p>⇒ 類似業務についても地方公共団体向けの業務実績である必要があります。</p>
10	<p>案件仕様書:7. 委託業務内容 各対象市町における対象業務数は、資料上「1 係あたり 3 業務程度」と読めますが、必須で 3 業務対応と考えるべきでしょうか。 それとも、各市町の実情に応じて 1 業務程度へ調整可能でしょうか。</p> <p>⇒ 業務の実施にあたっては対象市町の判断となりますが、提案上は業務数の減少は想定しておりません。</p>

11	<p>案件仕様書:7. 委託業務内容(6)改善の実行支援 少なくとも1業務は試行的に改善施策を実施とあります。 対象市町毎に1業務の改善施策を実施することでしょうか。 実業務への本番適用まで含む想定でしょうか。 それとも、試行・PoC・運用想定を検証レベルでも可でしょうか。</p> <p>⇒ 各市町で1業務以上です。業務の実施にあたってどのレベルまでの施策実施・検証とするかは対象市町の判断となりますが、提案上は実業務への本番適用まで行うことを期待しています。</p>
12	<p>案件仕様書:7. 委託業務内容 (8)県内市町への情報共有 支援対象市町における取り組みの発表会等、支援対象外の市町も含め、県全体の BPR に関する意識の向上や情報交換につながる機会を設けること。 とありますが、報告会・説明会・成果共有会の開催を指す理解でよいでしょうか。実施回数・対象者・成果物の想定があればご教示ください。</p> <p>⇒ 対象市町における成果を共有する報告会等を想定していますが、これまでのご経験から、より効果的と考えられる実施手法があればご提案ください。</p>
13	<p>【仕様書2ページ 7. 委託業務内容】 市町に対する対象係数及び業務の考え方について、念のため認識齟齬がないように確認させていただきたく存じます。 プラン A に対象係数3とございますが、1市町につき3係(1係につき3業務)という認識でおりますが、相違ございませんか。</p> <p>⇒ お見込みの通りです。ただし、それ以上の内容とすることを妨げるものではありません。</p>
14	<p>【仕様書2ページ 7. 委託業務内容】 プラン BC 市町について、業務調査は必ずしも実施しない場合も想定されますが、業務調査を実施しない場合は、「市町の業務見直しのニーズを分析」した結果のみで支援対象モデル業務を選定される想定と認識しておりますが、そちらの認識で相違ございませんか。</p> <p>⇒ 対象市町と協議の上、対象業務を選定していただくこととなります。</p>
15	<p>【仕様書2ページ 7. 委託業務内容】 今回の市町はどのように選定された市町か等、選定経緯をご教示いただけましたら幸いです。</p> <p>⇒ 本事業に参加を希望した市町となります。</p>

16	<p>記載箇所:仕様書7 ※P2 審査基準書に各プランの実施内容及び違いが明確になっているか。と記載がありますが、各プラン(A/B/C)の実施内容の差について、仕様書記載以外に想定している粒度や深度があれば教えてください(例:業務棚卸の粒度、ヒアリング回数など)</p> <p>⇒ 仕様書以外の想定はありません。</p>
17	<p>記載箇所:仕様書7(3) ※P2 業務調査について、対象係が所管するすべての業務を洗い出すという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>⇒ お見込みの通りです。なお業務の実施にあたっては、対象市町との協議により詳細を決定します。</p>
18	<p>記載箇所:仕様書 7(5)(6) ※P3、審査基準書 3(3) ※P1 KPI や効果検証について、県として想定している指標(業務時間削減率、住民満足度等)があれば教えてください。また、定量評価と定性評価のどちらを重視されますか</p> <p>⇒ 県の想定する指標はありません。評価基準は対象業務の内容に応じて対象市町との協議により決定します。</p>
19	<p>記載箇所:仕様書 9 ※P4 現地対応の想定頻度の目安はありますか。オンライン対応の許容範囲はどの程度か軽易な打ち合わせ等の基準について教えてください。</p> <p>⇒ 質問6への回答の通りです。</p>
20	<p>記載箇所:仕様書 12 ※P5 複数企業による共同提案(共同事業体)の可否 また、共同提案の際の申請方法について教えてください</p> <p>⇒ 共同事業体による提案を想定していませんが、業務の再委託は可能です。</p>
21	<p>記載箇所:審査基準書 7 ※P1 支援対象外市町への情報共有について、想定されている具体形式(例:発表会、資料公開、横展開支援など)があれば教えてください</p> <p>⇒ 質問 12 への回答の通りです。</p>

22	<p>記載箇所:仕様書 2 ※P1 「BPR 推進ハンドブック」を作成し、県内自治体に共有したと記載がありますが、「BPR 推進ハンドブック」の活用について、必須要件か参考レベルかをご教示ください。</p> <p>⇒ 本業務においてハンドブックの活用を必須要件とするものではなく、昨年度の取り組みの参考として提示しているものです。</p>
23	<p>実施要領 7「プロポーザルの審査」後段(14 ページ)</p> <p>提案者が 4 者以上の場合は書面審査が実施され、上位 3 者に絞り込まれるとありますが、この書面審査における評価・採点は、プレゼンテーション審査で使用される「審査基準表(250 点満点)」と同一の基準が適用されるのでしょうか。それとも、書面審査専用の評価項目・配点が別途設けられているのでしょうか。</p> <p>⇒ 審査基準表と同一の基準です。</p>
24	<p>実施要領 6(1)「提出書類」成果物サンプル(13 ページ)、仕様書 13「機密保持」</p> <p>提出書類である「成果物サンプル」について、これは審査基準表(250 点満点)のどの評価項目において、どのように評価に反映されるのでしょうか。また、過去の他自治体等における類似の業務実績資料をサンプルとして提出する場合、機密保持(仕様書 13 条)の観点から、クライアント名や特定の固有名詞、具体的な実績数値をマスキング(黒塗り)した状態であっても、審査において不利に扱われることはないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>⇒ 業務経費を除く全評価項目において参考とします。マスキングすることは差し支えありませんので、可能な範囲で提出ください。</p>
25	<p>仕様書 8「県への報告」(7 ページ)</p> <p>仕様書 8 に定める報告会(キックオフ、中間報告、最終報告)について、開催場所は県庁等を想定されていますでしょうか、あるいはオンライン(Teams 等)での開催も可能でしょうか。対面開催の場合の出席人員や開催場所の目安についてご教示ください。</p> <p>⇒ 報告会は県庁での開催を想定していますが、オンライン開催・併用は可能です。県からは担当者及び担当グループリーダー、上席職員(課長以上)の 5 名程度の出席を想定しています。</p>

26	<p>仕様書 9(1)「業務の実施体制」(8 ページ)</p> <p>業務の実施にあたり「対象市町に赴き、現地で支援することを原則とする」とありますが、能登方面(輪島市など)への移動時間や、対象市町における職員様の対応負担軽減を考慮し、ワークショップやヒアリングの一部をオンライン(Web 会議等)で代替することはどの程度許容されますでしょうか。現地支援の具体的な頻度や、オンラインの許容割合について目安があればご教示ください。</p> <p>⇒ 質問6への回答の通りです。</p>
27	<p>仕様書 7 表「プラン別業務内容」(3 ページ)、仕様書 7(4)「対象業務検討・As-Is フロー作成」</p> <p>プラン B およびプラン C においては「業務調査(業務棚卸・業務量調査)」が必須実施項目から除外されていますが、受託者が必須要件である「As-Is フロー」を作成するにあたり、対象市町側ですでに可視化されている既存の業務フローやマニュアル等のデータ・資料が、プロジェクト開始時に県または市町から提供される前提でしょうか。あるいは、受託者が現地ヒアリング等の簡易的な方法を用いて、一から情報を収集して作成することを想定されていますでしょうか。</p> <p>⇒ 受託者の現地ヒアリング等による作成を想定しています。</p>
28	<p>仕様書 7(6)「改善の実行支援」(5 ページ)</p> <p>新たなシステムやツールが必要になる場合の仕様書案について、「県内市町が共同調達等で利用可能な汎用性のある内容」と規定されています。現時点で、県として共同調達の優先順位が高いと想定されている業務領域(例:窓口業務、内部事務など)や具体的なシステム・ツールのイメージがございましたらご教示ください。</p> <p>⇒ 現時点で想定はありません。</p>
29	<p>仕様書 7(6)「改善の実行支援」(5 ページ)</p> <p>改善の実行支援として「少なくとも 1 業務は試行的に改善施策を実施して、実行上の課題及び効果を検証すること」とありますが、これは支援対象 5 市町全体で少なくとも 1 業務を試行実施すればよいのでしょうか。あるいは、各市町においてそれぞれ少なくとも 1 業務(計 5 業務以上)で試行実施することを求められているのでしょうか。</p> <p>⇒ 質問5への回答の通りです。</p>

30	<p>仕様書 7(4)「対象業務検討・As-Is フロー作成」(4 ページ)</p> <p>モデル業務の選定基準として「基幹業務システム標準化における標準化対象 20 業務にあっては標準準拠システムへの適応等」とありますが、対象 5 市町における基幹システム標準化の現在の進捗状況、移行完了予定時期、採用予定の標準システム(ベンダー情報等)について、受託後に速やかに開示または共有いただける前提でしょうか。</p> <p>⇒ 受託者に対しては、必要に応じて開示予定です。</p>
31	<p>仕様書 2「業務目的」(1-2 ページ)</p> <p>令和 7 年度に作成された「BPR 推進ハンドブック」について、本事業における業務改善や計画策定は、当該ハンドブックに記載された手法(ECRS 法、なぜなぜ分析、Can-Be 設計等)に準拠して進めることが期待されていますでしょうか。あるいは、受託者独自の BPR フレームワークやアプローチを提案し、適用することも可能でしょうか。</p> <p>⇒ ハンドブックは昨年度の取り組みの参考として提示しているものです。業務仕様を満たすものであれば受託者独自の手法による提案も可能です。</p>
32	<p>仕様書 2「業務目的」(1-2 ページ)</p> <p>ハンドブック付録に掲載されている各種テンプレート(改善業務選定シート、効果検証シナリオシート、改善計画テンプレート、振返りシート等)を、令和 8 年度の業務においても標準ツールとして対象市町に提示・活用させることが前提でしょうか。それとも、受託者がより効果的な独自のワークシートや管理フォーマットを用意し、これらを活用して支援を進めても差し支えないでしょうか。</p> <p>⇒ 質問 31 への回答のとおりです。</p>
33	<p>仕様書 2「業務目的」(1-2 ページ)</p> <p>ハンドブック本文(22 ページ、9 ページ等)で言及されている「デジタルツール逆引き辞典」「デジタルツール調査項目確認票」「業務フロー作成ツール」「共有会運営マニュアル」等の付属資料やツール一式について、提案検討の参考または契約後のスムーズな支援立ち上げのために、事前に共有(または受託後に速やかに共有)いただくことは可能でしょうか。</p> <p>⇒ 受託者に対しては、必要に応じて開示予定です。</p>

34	<p>仕様書 2「業務目的」(1-2 ページ)、仕様書 6「支援対象市町」</p> <p>令和 7 年度の支援対象であった輪島市および志賀町について、令和 8 年度の伴走支援においては、前年度に実施した改善の取組み(輪島市の「FAQ 整備」、志賀町の「作業用個室の確保」等)を継続・発展させるもの(継続支援)でしょうか。それとも、全く新たな係・業務を対象として選定し、一から BPR を進める形(新規支援)を想定されていますでしょうか。</p> <p>⇒ 質問3への回答の通りです。</p>
35	<p>仕様書 7(5)「改善計画作成・To-Be フロー作成」(4 ページ)</p> <p>仕様書 7-(5)において「改善効果を比較可能とする KPI」の設定が求められています。県として本事業を通じて期待している定量的な業務改善効果の目標水準(例:業務時間〇%削減など)や、令和 7 年度等の過去の類似事業で実際に達成された削減効果実績がございましたら、提案の参考としてご教示ください。</p> <p>⇒ 質問 18 への回答の通りです。</p>
36	<p>仕様書 7(7)「進行管理」(5 ページ)、仕様書 13「機密保持」</p> <p>本業務における迅速な進行管理や、県および各市町との密なコミュニケーション(日程調整、進捗管理、大容量ファイルの授受等)のために、受託者側が提供するクラウドサービス(Microsoft Teams、Slack、Box、Google Drive 等)を使用することは認められますでしょうか。県のセキュリティポリシー上、使用制限がある場合はあらかじめご教示ください。</p> <p>⇒ 可能です。具体的なツールについては受託者と個別に協議します。</p>
37	<p>仕様書 7(6)「改善の実行支援」(5 ページ)、仕様書 14(2)「留意事項」(9 ページ)</p> <p>仕様書 7-(6)に規定されている「試行的な改善施策の実施」において、新規にソフトウェア、IT ツール、クラウドサービス等のシステムを検証用に一時的・試行的に導入する場合、そのシステム利用料やライセンス費、初期構築に要するシステム実費は、本業務の委託上限額(31,000,000 円)の中に含めて提案すべきでしょうか。それとも、試行にかかるシステム関連実費は、支援対象市町が別途直接負担する、もしくはすでに市町が保有しているライセンス環境を利用する前提でしょうか。</p> <p>⇒ 提案上、改善施策の実施に係るものは委託上限額の範囲内で行われるこ</p>

	<p>とを想定しています。なお、業務の実施にあたって、別途に費用を負担する形でシステムの試行利用を検討する必要がある場合は、県及び対象市町との協議によるものとしします。</p>
38	<p>仕様書 6「支援対象市町」(2 ページ)、実施要領 9(3)「契約の締結」</p> <p>支援対象市町の議会において予算案が成立せず対象市町に減少が生じた場合、契約締結時における「相当する金額の減額」は、仕様書 7 ページに記載されている「プラン毎の概算金額」(プラン A:700 万円程度、プラン B:500 万円程度、プラン C:400 万円程度)をベースに機械的に差し引かれる形となるのでしょうか。それとも、対象市町の減少に伴う全体管理業務の増減を考慮し、受託候補者との協議によって減額幅を調整・決定する形でしょうか。</p> <p>⇒ 委託上限額からプラン毎の概算金額を除いた金額を基準とし、受託候補者との協議により決定します。</p>